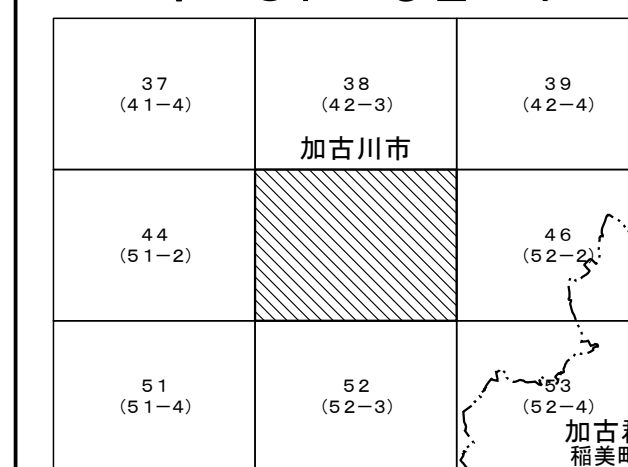


1 : 2, 500
V - O F 5 2 - 1

V-OF 52-1



行政界は確定測量で得たものではない。

記号

	普通建物	△25.62	電子基準点
	堅ろう建物	△25.6	三角点
	普通舞臺舍	△25.6	水準点
	堅ろう舞臺舍	▽25.62	多角点等
		△25.6	公共工事(津波)点
		・25.6	公共工事(津波)点
		・25.6	橋石(津波)点
		・25.6	橋石(津波)点
		・25.6	橋石(津波)点

▽	官公署	門
△	裁判所	門
△	診療所	基
△	税務署	記念碑
△	警察署	火
△	消防局	灯台
△	水	ろう
△	文書	*
△	消防署	鳥居
△	職業安全所	行へ
○	公園・神社 出立場	知照
○	町役所	橋
○	学校	路地・瓦葺い
×	キリスト教 学校	起
×	学校	タシク
×	幼稚園・保育園	燈
×	公民館・公会堂	高塔
×	老人ホーム	塔
×	保健所	灯台
甲	病院	煙囪
日	銀行	水気配管
四	組合	溝口
六	大衆	土蔵
△	工場	材料倉庫
△	電氣所	瓦斯貯留槽
△	排水設備	石段
△	防火設備	出入り
△	防犯カメラ	出入口
△	監視	出入口

	道路線		普通鉄道
	歩道線		特殊鉄道
	庭路等		突洞
	建設中の道路		鉄道の橋
	歩道・分離帯		中央分離帯
	道路境		鉄道境
	伐道		鉄道橋
	伐道歩道		鉄道歩道
	道の境		鉄道歩道境
	道境		鉄道歩道境
	人工斜面		区境界
	土境		植生界
			樹境界

都 府 県 界 町 界
 市 界 市 界
 東京府の境界 大字・町・丁目

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
平面直角座標値は、世界測地系に対応
図柄に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
経緯度座標は、世界測地系
図柄に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
上辺外図上の☆印は真北を、矢印は磁北を示す

V-OF 52-1



株式会社バスコ調製

平成14年測量
平成19年修正
平成25年修正
令和元年修正
令和7年修正

(1) 平成13年10月撮影空中写真
平成14年2月現地調査
平成14年4月5月DMCONVERTによる全座標座標換
(2) 平成19年5月撮影空中写真
平成19年9月現地調査
(3) 平成25年5月撮影空中写真
平成25年10月現地調査
(4) 令和元年5月撮影空中写真
令和元年11月現地調査
(5) 令和7年5月撮影空中写真
令和7年9月現地調査

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 令7近公第405号

著作権所有兼発行者 加古川市

V-OF 52-1